

(記入例)

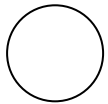
農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

捨印



		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所在地	自作地	3,000	2,500	500	—
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	現況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
使用収益権を有する土地	借入地				
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	現況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

(記載要領)

- 「自作地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		採草放牧地	合計
作付(予定)作物	水稻	玉ねぎ						
権利取得後の面積 (㎡)	3,500	500						4,000

(2) 大農機具又は家畜

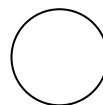
数量	種類	トラクター	田植え機	耕耘機	農用自動車	
確保しているもの	所有	1		1	1	
	リース		1			
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有				1	
	リース					

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕耘機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

捨印



(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 25 年、農業技術修学歴 20 年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 甲野花子 20年 甲野一郎 5年)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働 力(年間延人数)	現在: 0人 (農作業経験の状況:)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
2 km	<u>自動車</u> ・ 自転車 ・ 徒歩 (5) 分

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託の引受けの内容等

信託契約の有無	信託契約の内容
有・ 無	

〈農地法第3条第2項第4号関係〉(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

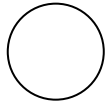
4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

世帯員等	氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
	ア 甲野太郎	50	農業	本人	150
	イ 甲野花子	50	農業	妻	80
	ウ 甲野一郎	25	会社員	子	30
	エ 以下余白				

捨印



(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込みを)「←→」で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		←→											
その者が農作業に常時従事する期間	ア	←→											
	イ	←→											
	ウ	←→											
	エ												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

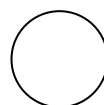
〈農地法第3条第2項第5号関係〉(転貸する場合のみ記載してください)

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

捨印



〈農地法第3条第2項第6号関係〉

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請農地取得にあたり、農協及び地域が行う共同作業管理、利用改善事業について、参加協力し、周辺地域との良好な関係を継続するよう努力します。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

〈農地法第3条第3項第2号関係〉

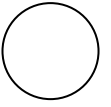
7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

- ・ 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ・ 地域の農地の利用調整に協力します。
- ・ 農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。

捨印



〈農地法第3条第3項第3号関係〉

(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む）を行う期間：年 箇月

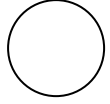
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

捨印



(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法第269条の2第1項の権利）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺と地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下の欄に記載してください。）

- 農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

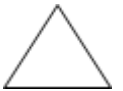
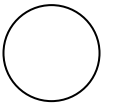
(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農業生産法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2（農業生産法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設のように供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼育の合理化を図るため、その飼育の事業を行う者に対してその飼育の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

捨印



(留意事項)

以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限ります。これを満たしていることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般社団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)